

兵庫県の

こども医療費助成と 福祉医療2022

高校3年生まで

無料
28市町

通院・入院とも無料
16市町

中学3年生まで

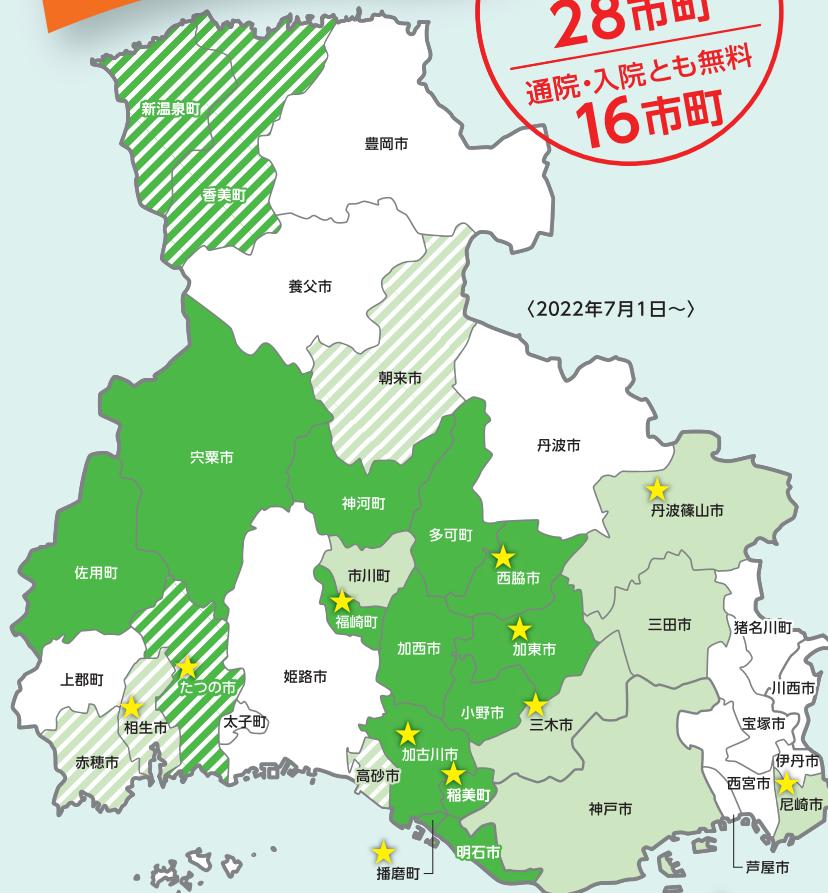
ほとんどの
市町で“無料化”が
実現しているね！



（2022年7月1日～）



通院・入院とも
無料
40市町
所得制限なしで無料
21市町



高3までの
助成もどんどん
広がっているね！



星マークは
今年助成が
広がったよ！

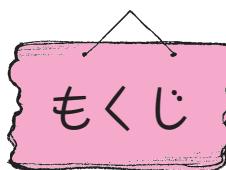
通院・入院とも無料
所得制限なし

通院・入院とも無料
所得制限あり

入院のみ無料
所得制限なし

入院のみ無料
所得制限あり

未実施



兵庫県民だれもが、お金の心配なしに安心して医療を受けられるように	1
解説・福祉医療制度をご利用いただくために	2
2022年度の特徴	3
表の見方	8

1. 乳幼児と、子どもの医療費助成	
●阪神	10
●東播	12
●北播	13
●西播	14
●但馬	16
●北摂・丹波	17
●淡路	17

2. 母子家庭等・1人親世帯医療費助成	
●阪神	18
●東播	19
●北播	20
●西播	21
●但馬	22
●北摂・丹波	23
●淡路	23

3. 重度障害者医療費助成	
●阪神	24
●東播	26
●北播	27
●西播	28
●但馬	29
●北摂・丹波	29
●淡路	29

4. 高齢期移行者医療費助成	
●阪神	30
●東播	31
●北播	31
●西播	31
●但馬	33
●北摂・丹波	33
●淡路	33

制度ごとに地域別で表示しています

- 阪 神 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
- 東 播 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
- 北 播 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
- 西 播 姫路市、たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
- 但 馬 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
- 北摂・丹波 三田市、丹波篠山市、丹波市
- 淡 路 淡路市、洲本市、南あわじ市



兵庫県民だれもが、お金の心配なしに
安心して医療を受けられるように

高校生世代までの無料化が大きく拡大

兵庫県保険医協会理事長 西山 裕康

本書は、兵庫県内の市町が行っている福祉医療制度の現状をまとめたものです。

福祉医療制度とは、住民の健康保持・増進のために、子どもやひとり親家庭、重度障害者、高齢者など社会的、経済的に弱い立場にある患者さんの「医療費窓口負担」を軽減する地方自治体の助成制度のことです。国の制度では、一般に窓口で医療費の3割を負担しなければなりませんが、これらの自治体の助成制度により患者さんは無料もしくは少ない負担で医療機関にかかり治療を受けることができます。

この間、子ども医療費を無料とする自治体が広がり、「中学3年まで通院・入院とも無料」の自治体は、県下41市町のうち40市町と、残すは神戸市のとなりました。うち21市町では「所得制限」なく、安心して医療にかかることができるようになっています。加えて、「高校生世代まで助成」を行う市町は10市町増えて28市町と過半数に広がり、16市町では「入院・通院とも無料」となっており、すべての子どもたちがお金の心配なしに医療を受けられる制度が、自治体の努力で広がっています。

一方で、このように自治体が努力して作った福祉医療制度（窓口負担の軽減）に対して、「ムダな受診が増えて医療費が多くなる」という理由から、国は福祉医療を実施する自治体への「ペナルティ」ともいえる「国民健康保険への補助金の削減」を行っています。

本来医療は国が責任を持つべきで、住む自治体によって医療費窓口負担に差があることはなりません。特に18歳までの子どもの医療費窓口負担は無料にして、安心して子どもを産み育てる社会にし、少子化に歯止めをかけるべきではないでしょうか。子ども対象の制度だけでなく、住民の命と健康を守る福祉医療制度を充実させるためには、地域住民の皆さまのご理解とご協力が必要です。国民皆保険制度は、だれもがお金の心配なしに安心して医療を受けられる制度であるべきです。

私たち保険医協会は、さまざまな署名活動やパンフレットなどを通じて、患者負担の軽減を訴えています。一緒に努力してまいりましょう。



福祉医療制度をご利用いただくために

本書は、兵庫県内の自治体が行っているこどもや一人親世帯、障害者などの医療費を助成する福祉医療制度について、兵庫県保険医協会が調査した結果をまとめたものです。

福祉医療制度には、兵庫県が実施するものと、市町が実施するものとがあり、兵庫県の制度は、全県共通ですが、市町が単独実施する制度は、市町により異なります。

例えば、中学3年生までのお子さんの医療費に対する助成は、国の制度では医療費の3割分が患者さんの負担ですが、兵庫県のこども医療費制度では1割分が助成され、2割分は患者さんが負担しなければなりません（小4～中3・外来の場合）。しかし、その2割分を市町がさらに助成すれば、患者さんの負担はなくなります。

このように、福祉医療制度は、国の公的医療保険制度を土台に、県の制度があり、さらに市町が上乗せするという3層構造になっています。国、県、市町の組み合わせがどのようにになっているか、所得制限や、障害の程度などによっても受けられる制度が異なりますので、お住まいの自治体の制度を良く知ることが必要です。

本書では、その大まかな内容をご案内しておりますので、条件に合うと思われたら、市町の窓口に申請を相談しましょう。条件に合うと判断されれば、受給者証が発行されます。医療機関の窓口に、公的医療保険の保険証とともに、受給者証を提示すれば、福祉医療が受けられます。

お住まいの自治体以外の取り扱い

福祉医療の受給者証は、県内であれば、お住まいの自治体だけでなく他の自治体の医療機関でも有効です。県外の医療機関を受診された場合は、窓口では一旦、通常の3割負担分を医療機関にお支払いいただきますが、あとで払い戻しをうけることができます。領収書をもとにお住まいの自治体に還付請求を行ってください。

2022年度の特徴

県内41市町のうち、17市町で福祉医療制度が改定されています。「こども医療費」の改定16市町、母子3市町、重度障害者2市町、高齢期1町でした。

乳幼児・こども医療費助成制度

「中3まで無料」の市町は、尼崎市・伊丹市が増え40市町で、神戸市以外すべての市町で通院・入院とも無料の制度ができました（ただし、尼崎市・三田市・豊岡市は対象が住民税非課税世帯に限られています）。

中3を超えて助成する市町は、10市町増えて28市町と県内41市町の6割を超えました。16市町では入院通院とも高3世代まで無料で、うち13市町は所得制限がありません。

中3を超えて助成する市町

所得制限なしで入院通院とも無料：

明石市・※加古川市・※稻美町・※播磨町・※西脇市・小野市・加西市・※加東市・多可町・宍粟市（児童本人の所得制限あり）・神河町・※福崎町・佐用町

所得制限ありで入院通院とも無料：

※たつの市・香美町・新温泉町

所得制限なしで入院のみ無料：

神戸市・※尼崎市・※三木市・市川町・三田市・※丹波篠山市

所得制限ありで入院のみ無料：

高砂市・赤穂市・※相生市・朝来市・※淡路市・洲本市

（※印は今年助成が拡大した市町）



〈改定した制度の概要〉

①尼崎市

中学3年生まで低所得者は自己負担が無料、県の所得制限基準内は、就学前時まで無料、中学3年生までは1日400円限度（月2回まで）、県の所得制限基準を超える場合、1日800円限度（月2回まで）に拡充されました。

高校3年生世代までの入院の自己負担が無料となりました（所得制限なし）。

②伊丹市

中学3年生まで自己負担が無料となりました（所得制限あり）。

③加古川市

対象者が高校3年生世代まで拡充されました。

④稻美町

対象者が高校3年生世代まで拡充されました。

⑤播磨町

対象者が高校3年生世代まで拡充されました。

⑥西脇市

対象者が高校3年生世代まで拡充され、所得制限が撤廃されました。

⑦三木市

高校3年生世代までの入院の自己負担が無料となりました（所得制限なし）。

⑧加東市

対象者が高校3年生世代まで拡充され、所得制限が撤廃されました。

⑨たつの市

高校3年生世代までの通院の自己負担が無料となりました（所得制限あり）。

⑩相生市

高校3年生世代までの入院の自己負担が無料となりました（所得制限あり）。ただし、償還払いですので、医療機関に一旦支払った後、後から市役所に申請して払い戻しを受けることになります。

⑪宍粟市

高校生世代の所得制限が緩和されました。

⑫福崎町

高校3年生世代までの通院の自己負担が無料となりました（所得制限なし）。

⑬佐用町

他公費助成後の自己負担が助成対象になりました。ただし、償還払いですので、医療機関に一旦支払った後、後から町役場に申請して払い戻しを受けることになります。

⑭豊岡市

0～3歳児の外来の自己負担が無料となりました（所得制限なし）。

⑮丹波篠山市

高校3年生世代まで、入院の自己負担が無料となりました（所得制限なし）。ただし、償還払いですので、医療機関に一旦支払った後、後から市役所に申請して払い戻しを受けることになります。

⑯淡路市

高校3年生世代まで、入院の自己負担が無料となりました（所得制限あり）。



母子家庭等・1人親世帯医療費助成

①西脇市

通院・入院とも自己負担が無料となりました。

他公費助成後の自己負担額が助成対象になりました。ただし、償還払いですので、医療機関に一旦支払った後、後から市役所に申請して払い戻しを受けることになります。

②たつの市

対象者が児童扶養手当が一部支給となる家庭まで拡大されました。

③佐用町

入院・通院ともに他公費助成後の自己負担額が助成対象になりました。ただし、償還払いですので、医療機関に一旦支払った後、後から市役所に申請して払い戻しを受けることになります。

重度障害者医療費助成制度

①加西市

対象者が精神障害者保健福祉手帳3級所持者までに拡大されました。

②佐用町

入院・通院ともに他公費助成後の自己負担額が助成対象になりました。ただし、償還払いですので、医療機関に一旦支払った後、後から市役所に申請して払い戻しを受けることになります。

高齢期移行者医療費助成制度

①佐用町

入院・通院ともに他公費助成後の自己負担額が助成対象になりました。ただし、償還払いですので、医療機関に一旦支払った後、後から町役場に申請して払い戻しを受けることになります。



キャラクター紹介

全国の医師・歯科医師の団体「全国保険医団体連合会」の行う待合室キャンペーンのキャラクター。国民皆保険の「いつでも」「どこでも」「誰でも」医療にかかるという理念にちなんでいます。



イツでもん

大きなからだの、のんびりやさん
自慢→立派なお髪
(海外暮らしの経験あり)
好きなもの→お風呂
(いつも温泉につかっています)
心配事→マイナンバー制度



ドコでもん

メガネがすてきな、おしゃれさん
自慢→豊富な知識(色々なニュースを届けます)
好きなもの→読書(いつも本を読んでいます)
心配事→消費税増税、保育問題



ダレでもん

小さなからだの、せっかちさん
自慢→抜群の運動神経(じつはお年寄りおもい)
好きなもの→スケボー(いたずらも大好き)
心配事→おとしよりの窓口負担増



ホショーサン

カイホアイランドの長老で
財源についての論者
みんなが相談に訪れます

詳しく知りたい方は

保団連 待合室キャンペーン 検索



★表の見方

制度ごと、地域ごとに、見開き2ページ単位で掲載しています。各見開きページの最初に、国と県の制度を掲載しています。各市町の制度欄は、県制度に対して上乗せ制度がある場合のみ、表に掲載しています。上乗せ制度がない場合は、欄外に該当する自治体名を掲載しています。

メモ

国民医療費と患者さんの窓口負担のお話

国民医療費は三つの財源からなっています。「公費(国と地方)」「保険料」「患者さんの窓口負担」です。医療費が増加すれば、これらの財源を通して負担しなくてはなりません。

税金の主なものは法人税、所得税、消費税です。前2者は不十分ながら「能力に応じた負担」ですが、消費税は低所得者に負担の重い、逆進性の高い税です。保険料には被保険者負担と事業主負担がありますが、先進国の中では、日本の事業主負担割合は低い方です。患者さんの窓口負担は「受益者負担」と言われ、患者さんの負担をさらに増やそうという話が政府ではされていますが弱者である患者さんの窓口負担を増加するのは、「受難者負担」となり、国民皆保険の原則に反しているのではないでしょうか。

乳幼児と、子どもの医療費助成

対象者		自己負担		
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院	
就学前まで	なし	2割		
国 入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。 小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。 それぞれ所得に応じた自己負担があります。				
兵庫県 0歳	なし	市町村民税所得割税額が23.5万円未満(世帯合算する) 1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、月2,400円まで)	
1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満(世帯合算する)		定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし	
小4～中3まで				
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました				

阪神

神戸市	0歳～2歳児まで	なし	なし	なし
	3歳～中3まで		1日400円(2割負担)、 月2回まで	
	高1～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	3割 (通院の助成制度はない)	なし
尼崎市	0歳～就学前	①低所得者世帯	なし	なし
		②一般	なし	
		③特定	1日800円、月2回まで (0歳はなし)	
	小1～中3	①低所得者世帯	なし	
		②一般	1日400円、月2回まで	
		③特定	1日800円、月2回まで	
	高1～高3 (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	3割(通院の助成制度はない)	

①、②、③の説明はP11

対象者		自己負担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
西宮市 0歳	なし	県の所得制限基準内 1日800円限度・ 月2回まで	なし 1割負担・ 月3,200円限度
1歳～小3まで	県の所得制限基準外		
小4～中3まで	県と同じ		
芦屋市 0歳	なし	保護者及び扶養義務者いずれもが市民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算はしない)	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
1歳～中3まで	県と同じ		
伊丹市 0歳	なし	なし 県と同じ	なし *食事代は申請により助成(0歳～6歳児)
1歳～中3まで	県と同じ		
宝塚市 0歳	なし	保護者等の市民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
1歳～中3まで	県と同じ		
川西市 0歳～就学前	なし	なし 県と同じ	なし
小1～中3まで	県と同じ		
猪名川町 0歳～中3まで	なし	なし	

※尼崎市の所得制限

- ①低所得 保護者及び扶養義務者いずれもが、市民税非課税で、年金収入+その他所得の金額が80万円以下
- ②一般 保護者または扶養義務者どちらかが、年金収入+その他所得の金額が80万円を超える(または、市民税課税か、市民税未申告である)
- ③特定 保護者及び扶養義務者の市民税所得割額の合計額が23万5千円以上

乳幼児と、子どもの医療費助成

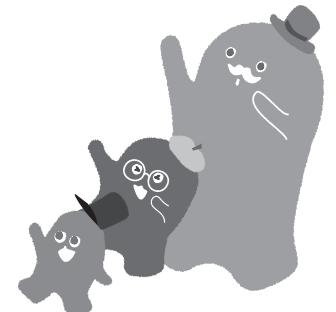
対象者		自己負担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
就学前まで	なし	2割	
入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1割負担、上限月3,200円 (低所得世帯は1日600円、月2回まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税率が23.5万円未満(世帯合算する)	定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	小4～中3まで		
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

東 播

明石市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし
加古川市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
高砂市	0歳～中3まで	なし	なし
	高1～高3まで (18歳に達する最初の3月31日までの年齢で、本人が婚姻されていない方)	本人の所得が300万円以下(入院された月によって、前年、もしくは前々年中の所得)	(3割) 通院の助成制度はない なし (償還払い)
稲美町	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
播磨町	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)

北 播

対象者		自己負担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
西脇市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の年度末まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
三木市	0歳～中3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
	高1～高3まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。高校に通っていないくても対象)		(3割) 通院の助成制度はない
小野市	0歳～高3 (18歳に達した最初の年度末まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
加西市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
加東市	0歳～高3まで (18歳を迎えた最初の年度末まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
多可町	0歳～高3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)



乳幼児と、子どもの医療費助成

対象者		自己負担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
就学前まで	なし	2割	
入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。 小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。 それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は月2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満(世帯合算する)	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

西播

姫路市	0歳～3歳未満	なし	なし	
	3歳～中3まで	県と同じ		
たつの市	0歳～中3まで	なし	なし	
	中学卒業後、18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の末(3月31日)までの者 ・高校に通学していない者 ・就職、婚姻をした者、生活保護受給者は対象外	扶養義務者の市民税所得割額が23.5万円未満の方(世帯合算はしない)	なし	
赤穂市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	扶養義務者等の市町村民税所得割税額が23.5万円未満の人(世帯合算はしない)		
	高1～高3まで	(3割) 通院の助成制度はない		
相生市	0歳	なし	なし	
	1歳～中3まで	扶養義務者等の市町村民税所得割税額が23.5万円未満の人(世帯合算はしない)		
	高1～高3まで	(3割) 通院の助成制度はない	なし (償還払い)	

対象者		自己負担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
0歳～中3まで	なし		
宍粟市	中卒後、18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の末(3月31日)までの者 ・高校に通学していない者 ・就職、婚姻をした者、生活保護受給者は対象外	中卒後就労し、児童本人に下記の所得がある場合は対象外(本人の合計所得48万円超、給与収入のみの場合は収入が103万円超)	なし
神河町	0歳～高3まで	なし	他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
市川町	0歳～中3まで	なし	なし
	中卒後、18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の末(3月31日)までの者 ・高校に通学していない者 ・就職、婚姻をした者、生活保護受給者は対象外		(3割) 通院の助成制度はない なし (償還払い)
福崎町	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
太子町	0歳～中3まで	なし	他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
上郡町	0歳	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者又は、扶養義務者の市町村民税所得割税額が23.5万円未満(世帯合算する)	
佐用町	0歳～18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の末(3月31日)までの者 ・高校に通学していない者 ・就職、婚姻をした者、生活保護受給者は対象外	なし	他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)

乳幼児と、子どもの医療費助成

対象者		自己負担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
就学前まで	なし	2割	
国	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。		
兵庫県	0歳	なし	1割負担、上限月3,200円 (低所得世帯は月2,400円まで)
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満(世帯合算する)	3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	小4～中3まで	定率2割負担	定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

但馬

豊岡市	0歳～3歳児	なし	なし	なし
	4歳～小3	県と同じ	1医療機関ごとに1日400円、月2回まで	
	小4～中3	県と同じ	定率2割負担、負担限度額月額1,600円	
	0歳～中3	住民税非課税世帯	なし	
養父市	0歳～中3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)	
朝来市	0歳	なし	なし	
	1歳～中3まで	県と同じ		
	高校生等医療費助成下記の者のうち、高校生等で15歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から20歳に達する日の属する月の末日までの間にあるもの ①高等学校、中等教育学校又は特別支援学校 ②高等専門学校で第3学年の課程を修了するまでのもの ③専修学校（高等課程に限る） ④外国人学校、に在学する者	保護者の市民税所得割額が23.5万円未満	(3割) 通院の助成制度はない	なし (償還払い)
香美町	0歳	なし	なし	
	1歳～18歳 (18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで	県と同じ	他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)	

対象者		自己負担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
新温泉町	0歳～中3まで	なし	
	中卒後、18歳以下の児童・18歳に達する年度の末(3月31日)までの者	県と同じ	なし

北摂・丹波

三田市	0歳～未就学児	なし	なし
	小1～中3	低所得者 市民税非課税世帯かつ、世帯全員の年金収入と他の所得との合計が80万円以下の世帯 市民税所得割額23.5万円未満の世帯	なし
		市民税所得割額23.5万円以上の世帯	1医療機関等あたり1日上限400円(2割、月2回まで) 1医療機関等あたり1日上限800円(3割、月2回まで)
	高1～高3(18歳に達した最初の3月31日)まで	なし	3割 (通院の助成制度はない)
丹波篠山市	0歳～小3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
	小4～中3まで	通院の場合 保護者の市民税所得割額が23.5万円未満(世帯合算ではない) 入院の場合には、所得制限なし	なし 中学卒業後、18歳以下の児童・18歳に達する年度の末(3月31日)までの者 ・高校に通学していないなくても対象 ・就職、婚姻をした者、生活保護受給者は対象外
丹波市	0歳	なし	なし (3割 (通院の助成制度はない))
	1歳～中3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)

淡路

淡路市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
	1歳～小3まで	保護者の市民税所得割額が23.5万円未満(世帯合算する) 保護者の市民税所得割額が23.5万円以上(世帯合算する)	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
	小4～中3まで	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
	高1～高3(18歳に達した最初の3月31日)まで	保護者の市民税所得割額が23.5万円未満(世帯合算する)	3割 (通院の助成制度はない) (償還払い、他公費助成後の自己負担額についても助成)
洲本市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
	1歳～中3まで	保護者の市民税所得割額が23.5万円未満(世帯合算する)	なし (償還払い、他公費助成後の自己負担額についても助成)
南あわじ市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額の一部負担についても助成(償還払い)
	1歳～中3まで	県と同じ	

母子家庭等・1人親世帯医療費助成

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
母子	母子に特定した公費負担制度はありません。		
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父(1)母子家庭市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童(2)父子家庭市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童(3)遺児両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照(P23)	1 医療機関等あたり 1日800円、月2回まで 1割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1日400円、月2回まで	1割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

阪神

神戸市	収入のある重度障害者の配偶者との児童も対象	母親の場合は、児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23) その他の扶養義務者の場合は、所得236万円に扶養親族1人当たり38万円を加えた額未満	1日400円 月2回まで	定率1割負担 負担限度額 月額1,600円 高校生以下はなし
尼崎市	高等学校に在学中の場合は、20歳に達する日以降、最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	児童はなし

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
西宮市	県と同じ	母又は父、扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23.5万円未満	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
芦屋市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
宝塚市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)

※伊丹市、川西市、猪名川町は県と同じ

東播

明石市	県と同じ	子についての所得制限は、下記の通り ①母等・養育者 児童扶養手当の一部支給基準を準用 ・別表2参照(P23) ②扶養義務者 特別児童扶養手当の基準を準用 ・別表3参照(P23)	子については1日600円、月2回まで	子については負担限度額2,400円
加古川市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)	
高砂市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P23)	県と同じ	
播磨町	子どもが20歳に達する日以降の最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	

※稻美町は県と同じ

母子家庭等・1人親世帯医療費助成

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。		
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照(P23)	1割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1医療機関等あたり 1日800円、月2回まで	1割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

北播

西脇市	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
三木市	県と同じ（中学3年生までは子ども医療費助成制度で実施。高校3年生（18歳に達した最初の3月31日）までは入院医療費を子ども医療費助成制度により償還払い）	
小野市	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
加西市	県と同じ 子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P23)	18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）は、なし。他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い） 18歳超（18歳到達後の最初の4月1日以後）は、県と同じ
加東市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P23)
		県と同じ

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
多可町	県と同じ 子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P23)		県と同じ

西播

姫路市	県と同じ 子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P23)	県と同じ
たつの市	県と同じ 児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	県と同じ
赤穂市	満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を、現に看護する配偶者のいない母、又は父、及び当該看護される児童 児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	県と同じ
相生市	県と同じ 児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	県と同じ
宍粟市	県と同じ 児童のみ児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）は、なし 20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父は、県と同じ
神河町	県と同じ 児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	県と同じ
市川町	県と同じ 児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	県と同じ
福崎町	県と同じ 児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P23)	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
太子町	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
上郡町	県と同じ 中学生以下はなし	
佐用町	県と同じ 子の判定については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P23)	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）

母子家庭等・1人親世帯医療費助成

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。		
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照(P23)	1割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1医療機関等あたり 1日800円、月2回まで	1割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

但馬

豊岡市	県と同じ		中学3年以下は償還払いなし
香美町	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
新温泉町	県と同じ	なし	県（一般）と同じ

※養父市、朝来市は県と同じ

北摂・丹波

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
三田市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ
丹波篠山市	子どもが20歳に達する日の属する月の末日まで	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
丹波市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）

淡路

洲本市	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
-----	------	-----------------------------------

※淡路市、南あわじ市は県と同じ

別表1・児童扶養手当（全部支給）の
所得基準参照表

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額	
	収入の目安	所得
0人	122万円未満	49万円未満
1人	160万円未満	87万円未満
2人	215万7千円未満	125万円未満
3人	270万円未満	163万円未満
4人	324万3千円未満	201万円未満
5人	376万3千円未満	239万円未満

別表2・児童扶養手当（一部支給）の
所得基準

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額	
	収入の目安	所得
0人	311万4千円未満	192万円未満
1人	365万円未満	230万円未満
2人	412万5千円未満	268万円未満
3人	460万円未満	306万円未満
4人	507万5千円未満	344万円未満
5人	555万円未満	382万円未満

別表3・特別児童扶養手当の所得制限基準

扶養親族等の人数	所得額	
	受給資格者本人	配偶者および養育者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円





重度障害者医療費助成

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者は1,600円) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担
70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

阪神

①身障手帳3級と中度の知的障害との重複障害者 ②内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能）の等級が3級の身体障害者手帳所持者 重症心身障害者として、肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級と重度の知的障害（療育手帳A判定等）を、重複して有する障害児（者）の方	県と同じ、ただし世帯合算は行わない	18歳に達した年度を過ぎた者については 県と同じ	
		(県制度、市制度対象者ともに) 高校生以下 1日400円、月2回まで	(県制度、市制度対象者ともに) 高校生以下 1割負担、負担限度額月額1,600円 高校生以下はなし
なし			

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
尼崎市	①身障3級 ②知的障害者中度 ③精神2級所持者	本人の所得基準は県と同じだが、配偶者・扶養義務者の所得制限はなく、世帯合算は行わない	県と同じ 18歳未満無料
西宮市	①身障3、4級（身障4級は入院のみ） ②知的障害者B1、B2（IQ・DQ60以下か、IQ・DQ61以上で自閉症） ③精神障害者2級（精神疾患による医療を除く）	県と同じ	県と同じ
芦屋市	①身障手帳3級 ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳2級	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
宝塚市	①身障者手帳3、4級 ②精神障害者保健福祉手帳2級 ③知的障害者手帳中度判定	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
川西市	①身体障害者手帳3級 ②療育手帳B1判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級	本人、配偶者、扶養義務者全員が市民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯	自己負担額の1/3を助成。ただし70歳以上及び65歳以上で後期高齢者医療制度加入者は対象外 自己負担額の1/3を助成。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は無料
猪名川町	①身体障害者手帳3級 ②療育手帳B1判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級	本人、配偶者、扶養義務者全員が市民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯	自己負担額の1/3を助成。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は無料

※伊丹市は県と同じ

重度障害者医療費助成

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。		
兵庫県	<p>①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）</p> <p>自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する</p> <p>低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方</p>	<p>定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者は1,600円)</p> <p>1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担</p> <p>3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし</p>	
	<p>70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付</p> <p>※助成対象に訪問看護療養費が追加されました</p>		

東 播

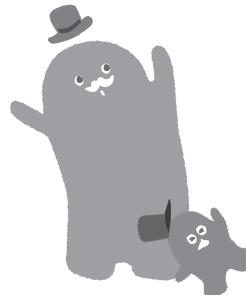
明石市	<p>①身障3級（外部障害の方は市民税所得割非課税世帯のみ） ②療育手帳B1 ③精神2級</p>	県と同じ	県と同じ (高校3年生（18歳に達した最初の3月31日）までは子ども医療費助成制度で実施)
加古川市	<p>①身障3級（心臓機能障害） ②60歳以上の身障手帳3級 ③療育手帳B1 ④精神2級</p>	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
高砂市	<p>①身障手帳3級（心臓機能障害のみ） ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳2級</p>	県と同じ	県と同じ
播磨町	<p>①身障手帳3級（内部障害のみ） ②療育手帳B1</p>	県と同じ	県と同じ

※稻美町は県と同じ

北 播

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
三木市	県と同じ（中学3年生までは子ども医療費助成制度で実施。高校3年生（18歳に達した最初の3月31日）までは入院医療費を子ども医療費助成制度により償還払い）		
小野市	県と同じ		なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
加西市	県対象者に、精神障害者保健福祉手帳2級・3級所持者を追加	世帯合算は行わない	18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）は、なし。他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い） 18歳超（18歳到達後の最初の4月1日以降）は、県と同じ
多可町	①身障3級 ②療育B1、B2	県と同じ	県と同じ

※西脇市、加東市は県と同じ



重度障害者医療費助成

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。		
兵庫県	<p>①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）</p> <p>自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する</p> <p>低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方</p>	<p>定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者は1,600円）</p> <p>1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担</p> <p>3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし</p>	
70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

西播

姫路市	医療型児童発達支援センターから肢体不自由児通所医療を受けた場合も対象に含める（償還払い）	県と同じ	県と同じ
たつの市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
赤穂市	県と同じ （後期高齢者医療加入者は、身障手帳3級、または4級の一部も対象）	世帯合算は行わない	県と同じ
相生市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
宍粟市	県と同じ	世帯合算は行わない	18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）は、なし 18歳超（18歳到達後の最初の4月1日以降）は、県と同じ
福崎町	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
太子町	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
上郡町	県と同じ	中学生以下はなし	
佐用町	県と同じ	世帯合算は行わない 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	県と同じ

※神河町、市川町は県と同じ

但馬

対象者	所得制限の概要	一部負担金	
		通院	入院
豊岡市	県と同じ		中学3年以下は償還払いで自己負担なし
香美町	県と同じ		県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
新温泉町	県と同じ	なし	1日900円 （月2回1,800円まで） 定率1割 3,600円までを控除した額

※養父市、朝来市は県と同じ

北摂・丹波

三田市	障害手帳3級所持者（身体）	世帯合算は行わない	県と同じ	
丹波篠山市	重度精神障害者の精神疾患による医療を含める	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
丹波市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
	精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	障害者本人、配偶者、扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23.5万円未満（世帯合算は行わない）	県と同じ一部負担金（600円等）、及び健康保険の自己負担額から一部負担金（600円等）を控除した残りの1/2を助成（償還払い）	県と同じ一部負担金（1割負担等）、及び健康保険の自己負担額から、一部負担金（1割等）を控除した残りの1/2を助成（償還払い）

淡路

洲本市	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
-----	------	-----------------------------------

※淡路市、南あわじ市は県と同じ

高齢期移行者医療費助成



対象者	所得制限の概要	自己負担	
		通院	入院等
国 70歳未満の高齢者に対する国の医療費助成は、高額療養費制度などがあります。			
兵庫県	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で、かつ要介護2以上の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

阪 神

西宮市	65歳～69歳まで	区分1 県と同じ	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
		区分2 市民税非課税世帯で、要介護2以上の認定を受けている方。	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
芦屋市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)	
宝塚市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)	

※神戸市、尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町は県と同じ

東 播

対象者	所得制限の概要	自己負担	
		通院	入院等
加古川市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)

※明石市、高砂市、稲美町、播磨町は県と同じ

北 播

加東市	区分2における「要介護2以上の者」の制限なし	県と同じ	
		県と同じ	

※西脇市、三木市、小野市、加西市、多可町は県と同じ

西 播

太子町	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
			県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
佐用町	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)

※姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、上郡町は県と同じ



高齢期移行者医療費助成

対象者	所得制限の概要	自己負担	
		通院	入院等
国 70歳未満の高齢者に対する国の医療費助成は、高額療養費制度などがあります。			
兵庫県 65歳～69歳の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で、かつ要介護2以上の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

但馬

対象者	所得制限の概要	自己負担	
		通院	入院等
香美町	県と同じ	県と同じ	他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)
新温泉町	県と同じ	なし	2割 負担限度額 12,000円

※豊岡市、養父市、朝来市は県と同じ

北摂・丹波

※三田市、丹波篠山市、丹波市は県と同じ

淡路

洲本市	県と同じ	県と同じ	
		他公費助成後の自己負担額についても助成(償還払い)	

※淡路市、南あわじ市は県と同じ

